

# 意匠委員会

## 過去4年間の活動

### 意匠制度変革の推進と対応

2004

2005

2006

2007

◆ ★1 日本意匠法改正  
★2 諸外国意匠制度の研究と提言

#### ★1 日本意匠法改正(2007/4/1)

##### ● 無審査制度導入是非／操作画面登録・製品保護拡大の攻防

- \* JPOとの約二十数回の意見交換実施／意見書発信
- \* 産業構造審議会、知財研等の委員会への委員派遣
- \* 他団体との改正の方向性討議

\* 知財管理Q&A投稿

操作画像意匠の保護拡大、権利期間の延長、部分・関連意匠の権利取得期間の拡大 等

##### ● 臨時研修会の実施(2007/2 関東/関西)

#### ★2 アジア諸外国意匠制度の研究と提言

##### アジアで法改正の動き活発に

(中国) 第三次専利法改正作業進行中(現在、全人代にて審議)

(台湾) 数年間に渡り作業進行中

(その他) タイ、ベトナム、インドネシア等改正の動き

##### 海外政府官庁への法改正働きかけ

- \* アジア制度の調査研究と交渉アプローチ検討 ⇒ 来日対応、東西部会報告／意見書発信
- \* アジア戦略PJとの連携／海外訪問団・IIPPFミッションへの参画

## これからの活動の方向

### 制度変革と権利活用の創造

#### 経営資源としての 意匠権活用のあり方

- \* フランド戦略における  
意匠権の活用
- \* 企業における  
意匠部門の役割の再構築
- \* 意匠権の評価  
価値算定指針

#### 意匠制度の 国際調和

- \* グローバルデザイン保護の創造
  - ・制度の調和
  - ・手続きの調和
  - ・知財情報の集中化
- 一登録・世界保護の実現
  - ・WIPOへ調和のあり方発信
  - ・各国官庁への改正アプローチ

## 2008年度の活動紹介

### 第1小委員会活動

**目的:** 理想の意匠知財活動実現のための具体的手段・ツールの提案

**検討課題:** 創作の早い段階からの関わり  
知財部門以外の方に理解して頂く表現とツールの活用

**成果物:** 活用できる「強い意匠権」を生み出す仕組み及びツールの提言

### 第2小委員会活動

**目的:** 日本司法の類否判断をベースとした行政・他法・中国司法の判断分析  
と活用できる意匠権取得方法の提案

**検討課題:** 意匠権活用と活用を前提とした権利形成手段の調査研究  
日本/中国における意匠権に係るエンフォースメントの調査研究

**成果物:** 意匠類否判断基準の定立ならびに類否判断ツールの提供  
デザイン保護のための周辺法の役割ならびに意匠権活用効力の明確化  
中国行政司法の判断分析に基づく効果的な意匠出願戦略の提案

### 第3小委員会活動

**目的:** 海外諸国への意匠制度改善対応と制度分析の共有化

**検討課題:** 意匠法改正対象国(中国等)の意匠制度改善  
海外諸国の意匠制度の分析 →アジア戦略PJと連携して問題改善

**成果物:** アジア諸国各政府機関への問題改善のための意見発信  
アジア+BRICs諸国の意匠制度比較分析結果のまとめ

<資料編> 中国のデザイン保護制度 ①	
制度	備考(備考)
意匠権	2002年10月1日施行。従来は10年(特許法第23条)であったが、意匠権保護法施行により15年に延長された。
意匠権の取得	1. 意匠の創作 2. 意匠の登録 3. 意匠の登録料の納付 4. 意匠の登録の公告
意匠権の効力	意匠権の効力は、登録の日から起算して15年である。
意匠権の侵害	意匠権を侵害した者は、意匠権者に対して、損害賠償を請求することができる。
意匠権の譲渡	意匠権は、意匠権者に譲渡することができる。
意匠権の相続	意匠権は、意匠権者の死亡により相続することができる。
意匠権の譲与	意匠権は、意匠権者に譲与することができる。
意匠権の譲渡	意匠権は、意匠権者に譲渡することができる。
意匠権の譲与	意匠権は、意匠権者に譲与することができる。

<資料編> ロシアのデザイン保護制度 ①	
制度	備考(備考)
意匠権	1992年12月1日施行。従来は10年(特許法第23条)であったが、意匠権保護法施行により15年に延長された。
意匠権の取得	1. 意匠の創作 2. 意匠の登録 3. 意匠の登録料の納付 4. 意匠の登録の公告
意匠権の効力	意匠権の効力は、登録の日から起算して15年である。
意匠権の侵害	意匠権を侵害した者は、意匠権者に対して、損害賠償を請求することができる。
意匠権の譲渡	意匠権は、意匠権者に譲渡することができる。
意匠権の相続	意匠権は、意匠権者の死亡により相続することができる。
意匠権の譲与	意匠権は、意匠権者に譲与することができる。
意匠権の譲渡	意匠権は、意匠権者に譲渡することができる。
意匠権の譲与	意匠権は、意匠権者に譲与することができる。

会員企業の為の実務書

研究成果を一冊にまとめて「資料発行」

(2009年4月資料発行予定)



# 注目判例

## ■Basic

(1) 物品の類否判断基準: 薬品保管庫事件(昭和56年09月28日大阪高裁)

『物品の類否の判断は物品の用途と機能を基準としてすべきであって…物品の用途と機能が同じものは同一物品であり、用途が同一であるが機能に相違のあるものは類似物品であると解するのが相当である。』

(2) 形態の類否判断基準: 自走式クレーン事件(平成10年6月18日東京高裁⇒上告棄却)

『意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠が、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを観察することが必要である。』

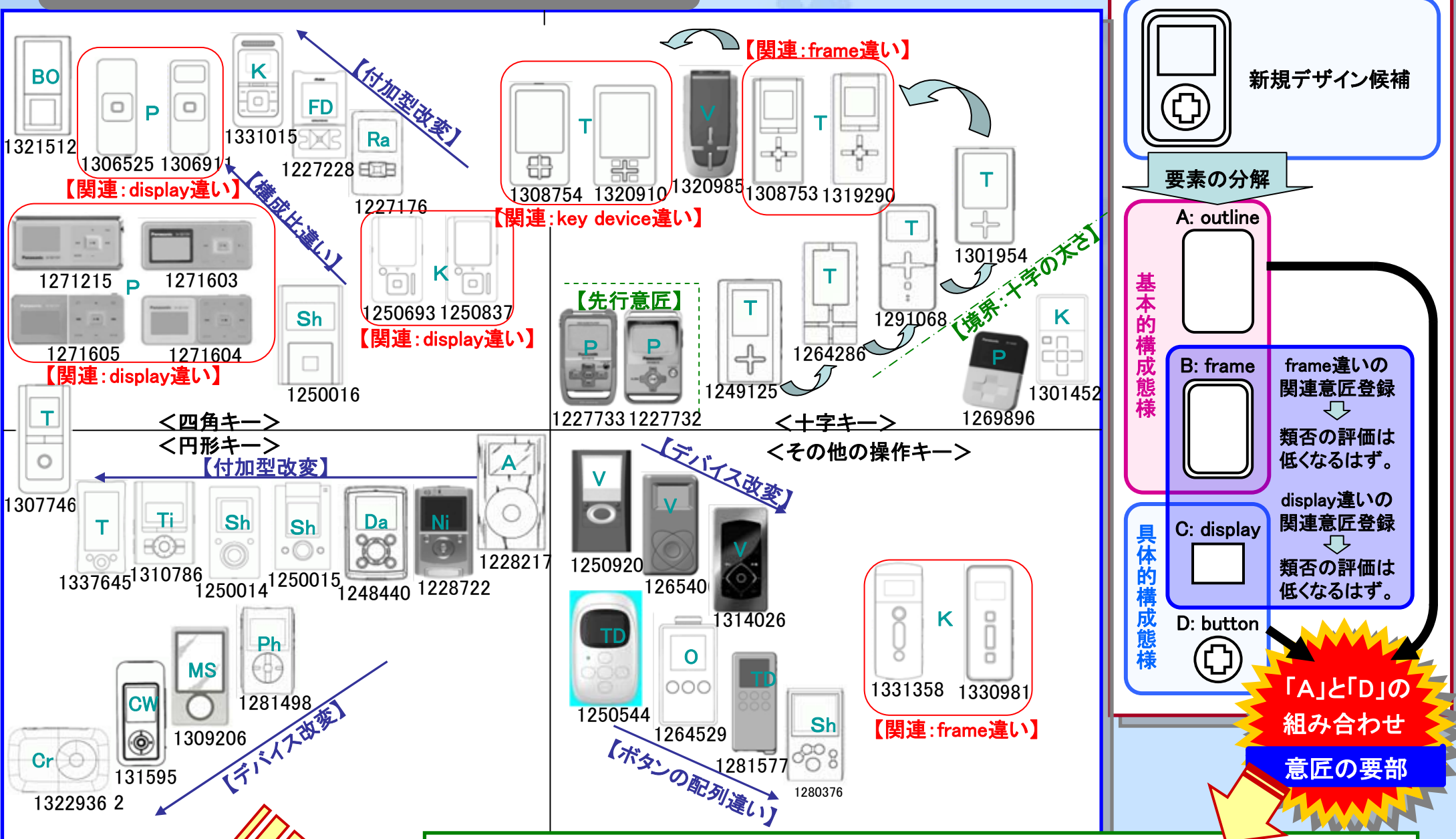
(3) 類否判断主体: 可撓伸縮ホース事件(昭和49年3月19日最高裁第三小法廷判決)

『意匠法3条1項は、意匠権の効力が登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一又は類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも、及ぶものとされている(法23条)ところから、物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とする』

## ■Topics : 短靴事件(審決取消訴訟平成20年5月28日判決)

『…当該物品の特定の部位に、特定の構成態様からなる意匠を施し、…長年にわたり、多量に市場に流通してきたため、当該意匠の態様が、その製造販売者を表示するいわばロゴマークに相当するものとして、需要者に広く知られるに至ったような場合においては、…かえって、その注意を引くものであることは明らかであり、そうであれば、そのような構成態様が共通する場合においては、その共通点が意匠の類否判断に及ぼす影響は、相対的に大きいものというべきである。』

# 司法判断に基づく意匠類否の考察



NG			OK
著名モチーフ	一企業の長年使用によるロゴマーク的モチーフ	先行意匠の類似範囲が特定困難 ⇒ グレーゾーン	組み合わせにより先行意匠が乱立

**【留意点】**  
 意匠侵害によるダメージ  
 - 差止め⇒製品回収⇒信用(ブランド)失墜。  
 - 損害賠償⇒高額賠償の傾向。  
 - 他の交渉材料へ転用されるリスクをも勘案。  
 リスクヘッジする上での類似判断の心得  
 - 周辺意匠を精査。  
 - 製品の特質を考慮。  
 ⇒他人の先行意匠権を尊重し 意匠の要部を広めに見ておくのが無難。